

令和3年6月23日

宮津市議会議長 徳本 良孝 様

産業建設福祉委員会
委員長 久保 浩

産業建設福祉委員会 所管事務調査報告書

令和2年9月11日の委員会において、本委員会の所管事務調査のテーマを「建設部所管の要望対応について」と決定した。

このたび、テーマについて委員会として取りまとめを行ったので、最終報告を行う。調査の概要については、次のとおりである。

1 調査日

(1) 委員会

令和 2年	9月11日	所管事務調査事項の議決
	9月23日	協議
	9月29日	執行部から要望対応の現状等の説明と質疑
令和 3年	3月23日	協議
	6月 8日	協議
	6月16日	協議・所管事務調査報告書の議決

(2) 視察調査等

令和 2年	11月16日	福知山市建設交通部 文書による調査
令和 3年	4月15日	京丹後市、与謝野町、伊根町 電話による調査
令和 3年	5月	京丹後市、与謝野町

2 調査内容

宮津市建設部所管の要望対応について、限られた財源の中で、より迅速かつ的確にまた、公正性等をもっていかに対応していくかについて調査することとした。

(1) 地域から提出される要望の現状や課題、対応手順等について執行部（建設部長）より説明を受けた。

・各自治会からの要望は、主に新規と経年変化がある箇所について4つの視点で現地確認を行っている。

① 要望内容の確認（地域が何を望んでいるのか。状況確認）

- ② 緊急性の有無（道路の通行・歩行者の安全。治水・災害防止の観点、生活環境の向上、市民への影響）
- ③ 最小の経費で最大限の効果を発揮するための効率的手法の確認
- ④ 要望対応による効果

- ・安全面から自治会要望、個別要望関係なく現地確認。
- ・要望の大きなものは、市の政策的事業との整合性を検討。
- ・有利な財源がない場合、対応困難なものもある。
- ・財源（交付金・補助金、起債）の確保。
- ・要望書提出期限は設けていない。次年度予算要求に反映できるのは10月末まで。
- ・現地確認時に法定外公共物制度の活用など、アドバイスや協議をしている。

（2）行政視察における調査研究

①京都府福知山市

- 非公表の要望対応フロー図、道路整備の優先順位設定評価基準を設置
 - ・緊急を要するものや修繕対応が可能な簡易な要望は対象外とし、提出のあった道路整備における要望を評価基準に基づき評価をして優先順位を決定している。
 - 例）項目：要望箇所 … 評価基準 A：不特定多数の市民が利用する幹線道路
B：沿線の市民が主に利用する一般市道
C：あまり市民が利用していない市道
- 公共土木施設災害復旧事業について
 - ・各自治会長に河川・市道に被害があった場合は、道路河川課へ連絡いただく旨の案内文（災害復旧事業の採択要件）を配布。
- 市道法面除草作業謝礼
 - ・自治会が行う市道の除草作業支援。
 - 条件：集落間を結ぶ市道（集落内は対象外）、延長500m以上 面積500㎡以上
- 自治会からの要望
 - ・連自治会からの要望は、要望内容が多い場合10個以内に絞っていただき、市長より回答を行っている。
 - ・旧3町からの要望には、一堂に会する回答会を実施。課長より回答を行っている。
 - ・各自治会からの要望は、課長より回答。（文書回答はしていない。電話や対面など）
- 公共土木事業分担金徴収条例等について
 - ・国及び府の補助対象事業や道路法で区分する1級及び2級路線の改良事業などを除く道路改良（橋梁含む）、道路舗装事業に対して、分担金を徴収。

（3）文書・電話による近隣市町の調査 別添の一覧表を参照

3 委員会で一致した意見

市民から多く寄せられる要望（自治会要望等）の中で暮らしに密接にかかわる生活道路・河川等の改良や側溝等の整備について、市民の理解を得ながら要望に的確に対応していくためには、明確な説明が必要である。

- ① 要望は年間スケジュールのもと実施されたい。
 - ・受付期間の明示
 - ・回答書は年内に回答すること。実施可能なものは随時行うこと
 - ・緊急を要するものは、従来どおりその都度受け付けること
- ② 限られた予算の中で、必要性や緊急性、事業効果や生活環境の状況などを指標とした評価基準を策定し、回答においても見える化を図られたい。

【建設部所管の要望対応について】近隣市町の状況

令和3年5月末時点

	質問事項	福知山市	京丹後市	与謝野町	伊根町
①	<p>要望から回答までの対応手順</p> <p>(要望箇所の確認方法や回答方法)</p>	<p>連合自治会からの要望には、市長が回答。それ以外は課長が回答。</p> <p>旧3町(三和・夜久野・大江町)【6月末まで】各支所へ要望書提出。道路河川課でとりまとめ現地確認。 →【8月末まで】を目途に各自治会長が集まり、課長が回答。各自治会からの要望も同様</p>	<p>【5月下旬】市→区(要望調書の送付)</p> <p>【7月上旬】区→市(要望調書の提出)</p> <p>【8月中】建設・農業事業要望に係る区長等との地区アリンゲ</p> <p>【～9月上旬】要望事業の現地確認、内容精査、概算事業費算出 ※建設部門のみ事業費により50万円以下(管内市民局→地域協働型小規模公共事業選定委員会により事業を選定) 50万円以上(建設部担当課→優先度評価にて選定)</p> <p>【～10月末】翌年度予算への計上</p> <p>【～2月中旬】予算編成の内容に基づき要望調書の整理</p> <p>【2月下旬】回答書の送付</p>	<p>【6月頃】全体区長会で次年度向け要望(建設関係だけでなく全体)事項の様式を渡し、取りまとめを依頼</p> <p>【～9月末期限】必要に応じ、現地確認(地元への聞き取りなど)</p> <p>→所管課で事業実施の可否を検討、翌年度予算を要求。 (翌年度予算で対応できないが実施する必要のあるものは、事業計画リストに搭載し、翌年度以降で予算要求。)</p> <p>(現地確認は地元希望により立ち会い願う→※H30年度～立ち合いは希望制(R元年度11/24区、R2年度9/24区)</p> <p>【～2月末】所管課毎の回答書を総務課で集約</p> <p>【6月頃】全体区長会で回答</p>	<p>【4月はじめ】区長会で地区要望の提出時期をお知らせ。</p> <p>【10月上旬】各地区の区長協議会長から要望書(案)を受け取る。</p> <p>→町長、副町長、総務課長、地域整備課長と打合せ及び要望箇所の確認(現地調査)をする。</p> <p>【11月下旬】各区長協議会の場で、町長が口頭回答。会議で回答した内容をまとめ、後日、各区長と議員に文章で回答。</p>

【建設部所管の要望対応について】近隣市町の状況

令和3年5月末時点

	質問事項	福知山市	京丹後市	与謝野町	伊根町
②	要望への対応に優先順位を判断する基準などあるか	非公表だが、受付からのフロー図、優先順位設定評価基準が整備されている。項目ごとに点数をつけ、優先順位を決定している。	◎要望聴取時に全ての地区の優先順位を聞き取る ◎地域協働型小規模公共事業の対象となる事業は当該委員会により選定（通学路、危険度、緊急度、利用頻度等を考慮） ◎市民局で優先度が高いと判断したもの→建設部で緊急性、必要性（事業効果）から1次評価→地域間バランス、財源等を考慮し2次評価。	◎危険度、整備効果、自治会内での優先度を勘案して判断。 ※地元要望は予算枠の中で実施のため、建設課で事業実施の可否を判断。要望書と照合して重要度で判定。	現地確認を行い、町長が緊急性と重要度（利用頻度）を判断している。基準表はない
	基準表・マニュアルの有無	有	無	無	無
③	(A) 原材料支給の有無、 (B) 補助金制度の有無	(A) 有。市道の場合（農道の場合、農林管理課へ案内）自治会からの要望のたびに市が購入し、運搬を指示する。 (B) 無	(A) 有。市道（未舗装）維持修繕時、自治会など住民自身で実施の場合に原材料、機械借上費を支給。	原材料支給なし。法定外公共物のうち、宅地に接している箇所について地元実施の維持管理費に対する補助有（H29創設「法定外公共物維持管理事業費補助金」）	法定外公共物については、 (A) 原材料支給、または (B) 補助金（緊急性のあるもの）
	受益者負担の有無	【有】条例に基づき、道路等の改修事業で市長の指定した事業。（ただし交付金や起債の対象となる工事等を除く）道路改良事業（橋梁改良含む）、舗装改良事業、道路幅員の区分、また、一般地区か過疎指定地区の区域の区分に分けて、分担金の率が2%から12%まで分けての負担となっている。	【有】市道の新設、改良工事に要する経費のうち用地測量費、用地買収費、物件等の補償費、登記費用、工事費の総額10%相当額（ただし国・府補助事業及び交付税措置のある起債事業は除く）※受益区域世帯数や通学・通園用道路などは減免規定あり	無	※農業施設（農道・水路）について、（1）原材料支給、または（B）補助金支給 （2）町施行の場合は受益者負担金あり。
	その他	「福知山市公共土木事業分担金徴収条例」「福知山市公共土木事業分担金徴収条例施行規則」	「京丹後市道路の認定及び道路工事受益者分担金に関する条例」、「同条例施行規則」、「京丹後市地域協働型小規模公共事業実施要綱」		